

# 平成19事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

平成20年6月27日

独立行政法人国立美術館  
理事長 青柳正規 殿

独立行政法人国立美術館

監事 里見 3番

監事 金木清一

私たち監事は、独立行政法人通則法第三十八条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の平成19事業年度の財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関する監査を行った。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりである。

## I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員から説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧及び証憑書類との対照、その他必要認めた監査手続きを実施した。

また、会計監査人より監査の概況及び監査結果について説明を受けた。

## II 監査の結果

- 1 財務諸表は法令に従い適正に表示していると認める。
- 2 事業報告書は業務運営の状況を正しく示していると認める。
- 3 決算報告書は法令及び予算の区分に従い適正に表示していると認める。
- 4 なお、重要な会計方針の変更に記載されているとおり、当事業年度より引当外賞与見積額を行政サービス実施コスト計算書に計上している。また貸借対照表の表示について、従来資本の部として表示していたものを純資産の部と変更して表示している。これらの変更は独立行政法人会計基準等の改訂に伴うものであり、正当な変更と認める。